

PLレポート(製品安全) <2019 No.3>

■「PLレポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行し、製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス

○令和元年度製品安全対策優良企業表彰(PSアワード2019)の募集を開始 (2019年5月14日 経済産業省)

経済産業省は5月14日、製品安全に関する積極的な取組を促進し、広く社会全体に製品安全の価値を定着させるため、令和元年度製品安全対策優良企業表彰(PSアワード2019)の募集を開始しました。

本表彰は、製品安全に積極的に取り組んでいる製造事業者、輸入事業者、小売販売事業者、各種団体をそれぞれ企業単位で広く公募し、製品安全活動に関する取組について評価・審査の上で、「製品安全対策優良企業」として表彰するものです。今回で13回目となり、これまで多くの企業が表彰されています。

表彰内容及び募集対象

部門	表彰内容	募集対象
大企業 製造事業者・輸入事業者部門	経済産業大臣賞	「消費生活用製品」の製造事業または輸入事業を行う者
	技術総括・保安審議官賞	
	優良賞(審査委員会賞)	
中小企業 製造事業者・輸入事業者部門	経済産業大臣賞	
	技術総括・保安審議官賞	
	優良賞(審査委員会賞)	
大企業 小売販売事業者部門	経済産業大臣賞	「消費生活用製品」の小売販売事業を行う者
	技術総括・保安審議官賞	
	優良賞(審査委員会賞)	
中小企業 小売販売事業者部門	経済産業大臣賞	
	技術総括・保安審議官賞	
	優良賞(審査委員会賞)	
上記以外の団体部門	特別賞(審査委員会賞)	上記以外の「消費生活用製品」に関連した事業を行う団体または企業
上記以外の企業部門		

出典：PSアワードのホームページより

受賞企業は11月上旬に経済産業省ホームページにおいて公表され、11月22日に表彰式が行われる予定です。

受賞企業は、日々安全志向が高まる消費生活用製品市場において、製品安全に積極的に取り組んでいることをアピールすることができます。また、本表彰への応募の過程で、自社のこれまでの取組みの強み・弱みを見直し、審査委員からの評価を受けることで、改善すべき事項が明らかになる等の効果も期待できます。

製品安全に関する取組みは、自社内外においても評価しづらいものであるため、本表彰制度を客観的評価を得る機会として活用していくことは一考に値します。

出所：経済産業省プレスリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190514001/20190514001.html>

○法令性能規定化に対応した JIS が制定及び改正

(2019年4月22日 経済産業省)

経済産業省は4月22日、性能規定化に対応した8件のJISを制定及び改正し、公示しました。

経済産業省は、ガス機器の新技术の導入や新製品開発などに迅速に対応するため「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」などの法令を改正し、2016年4月1日に施行しています。これは、製品の品目毎に材質・構造・試験方法等の詳細な仕様を定めた「仕様規定」から、満たすべき安全性能を明確化した「性能規定」にしたものです。この性能規定化を適切に運用するために、これら法令の運用及び解釈に示した例示基準として、今般JISの制定・改正が行われました。

性能規定化に対応した制定及び改正 JIS 一覧

規格名称	規格番号	制定又は改正
業務用ガスこんろ	JIS S2113	制定
家庭用ガス燃焼機器の試験方法	JIS S2093	改正
家庭用ガス調理機器	JIS S2103	改正
家庭用ガス温水機器	JIS S2109	改正
家庭用ガス温水熱源機	JIS S2112	改正
ガス栓	JIS S2120	改正
家庭用ガス暖房機器	JIS S2122	改正
家庭用ガス衣類乾燥機※	JIS S2130	改正

※性能規定化された法令の対象ではないが、性能試験で活用している JIS S2093 の改正に伴い、JIS S2130 の改正を行った。

(MS & AD インターリスク 総研株式会社が作成)

今回制定・改正された JIS は、あくまでも性能規定化した安全性能の基準を例示したものです。当該製品の安全性能を満たすためには、JIS で示す例示基準以外の様々な条件においても安全性能を確認することが必要です。事業者においては、取扱製品の安全性能の適合性を自社において評価できるシステムを構築し、運用していくことが望まれます。

出所：経済産業省プレスリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2019/04/20190422004/20190422004.html>

業務用ガスこんろなど 8 件の JIS の制定及び改正

<https://www.meti.go.jp/press/2019/04/20190422004/20190422004-3.pdf>

海外トピックス

○米国連邦最高裁が完成品メーカーに対し、自社の製品ではない後付部品の危険性についても警告する義務を認める

(2019年3月19日米国連邦最高裁判決)

米国連邦最高裁は3月19日、完成品メーカーに対し、一定の条件の下では同社製品に事後的に取り付けられた社外品が有するリスクについてもあらかじめ警告する義務があるという判断を示しました。

まず、本事案の概要と連邦最高裁に至るまでの下級審の経緯をご紹介します。

事案の概要		米国海軍の退役軍人らが、配属先の艦船において、ポンプやタービン(以下、「当該製品」という)に事後的に取り付けられた断熱材等にアスベストが使用されていたことで、がんを患ったと主張。当該製品のメーカー5社に対して、損害賠償を求めた(なお、当該製品については、アスベストを含む断熱材等を取り付けた上で使用する設計仕様となっていた)。
当事者の主張	原告	当該製品のメーカーは、自らが製造する完成品がアスベストを含む断熱材などの部品を取り付けた状態で使用されることを知っていたか、設計仕様を照らして予見できたにも関わらず、アスベストの危険性について警告する義務を怠ったと主張。
	被告	海軍への納品時において自社製造の装置は「ベアメタル(何も取り付けられていない)」の状態であり、アスベスト含有部品の取り付けは米国海軍が行っていたとし、いわゆる「ベアメタルの抗弁」*により責任を負わないと主張。 *完成品メーカーが問題となる部品の製造や販売を行っておらず、部品の取り付けにも関与していない場合、取り付けられた部品から生じた損害について責任を負わない、という抗弁。
下級審の判断	第一審	ベアメタルの抗弁を認め、当該製品のメーカーの責任を否定した。
	第二審	納品時においてベアメタルの状態であったとしても、当該製品がアスベストを含む部品を取り付けた形で使用されることが完成品メーカーにおいて予見できる場合、完成品メーカーはそうした部品によって生じた損害について責任を負うと判断し、ベアメタルの抗弁を認めず、当該製品のメーカーの責任を認めた。

本事案に対し連邦最高裁は、ベアメタルの抗弁によって完成品メーカーの責任を認めないという判断はせず、一方で、第二審のように事後的な社外品の取り付けが予見可能であるだけで完成品メーカーの責任を認めることは責任の範囲を広げすぎであるとしました。

その上で、完成品メーカーが後付けの製品の危険性に対して警告義務を負うのは、以下の要件を充足している必要があると示しました。

- ①当該部品の取り付けが必須である場合
- ②そうした部品の危険性を完成品メーカーが知っているか、知り得た場合
- ③使用者が当該危険性について認識することが考えられない場合

今回の連邦最高裁の判断は「船員の保護」を目的とする海事法の事例について示されたものであり、通常の PL 訴訟にそのまま当てはまるものでないことには留意が必要です。本件の背景には、連邦不法行為賠償請求法の制約により被害者が海軍の責任を追及できなかったことや、部品メーカーがすでに破産しているため損害賠償を請求できない事情があり、これらが最高裁の判断に影響を及ぼした可能性も考えられます。

ただ、今後同様の事案があった場合、原告サイドは、連邦最高裁が示した要件を援用し、完成品メーカーの責任を追及していくことも想定されます。

完成品メーカーにおいては、上記要件を満たすような後付の社外品の有無を確認し、このようなケースが認められる場合には、関係者と連携しつつ必要なリスク低減策を講じた上で、使用者に対し、取扱説明書や注意表記等で社外品を後付することによって生じる危険性について情報提供を行っていくことが望まれます。

出所：米国連邦最高裁

https://www.supremecourt.gov/opinions/18pdf/17-1104_2co3.pdf

製品安全に関するコラム

IoT と製品安全－CPSC のコミッショナーが IoT の製品安全に関する枠組みを発表

近年急激な拡大を見せる IoT (Internet of Things) に係わるリスクを考える上では、システムの脆弱性に対する攻撃等のセキュリティのリスクと、物のサイドから見た安全性に関するセーフティのリスクの、二つの側面について捉えていく必要があります。

しかし、現在色々な局面で語られるリスクはセキュリティの視点のものが圧倒的に多く、セーフティ、すなわち製品安全に関する議論は限られています。

また、製品安全に関する規制当局の動きについても、今後どのように規制を行っていくかという点については各国とも未だ議論が行われている段階で、明確な指針が出されていません。

このような状況の下、米国消費者製品安全委員会 (Consumer Products Safety Commission : CPSC) の Elliot F. Kaye コミッショナーは今年 1 月、「IoT の製品安全に関する枠組み」と題した文書を発表しました。

同コミッショナーは、この文書によって、「IoT 機器が社会へ拡散する初期段階にあるうちに、事故や傷害の発生によって巻き起こる議論を待つことなく、製品安全に関する議論を促進させることを目的」にこの文書を発表したとしています。

本文書では、IoT 機器の開発や展開を図ろうとする様々な関係者の役割として、4 項目を掲げています。その概要をかいつまんで述べると以下の通りとなります。

1) 製造事業者と販売者の責任

製造事業者と販売者は、製品の企画段階から廃棄までの製品のライフサイクルを通じて、製品安全上のリスクを予想し対応する必要があります。

2) IoT 製品を開発する上で必要な評価

IoT 製品を開発するに当たっては、製造事業者は製品やそれが使われるシステムについて、さまざまな視点でのリスクアセスメントを行わなければならない。アセスメントにおいては、ソフトウェアの更新やインターネットとの接続の問題や、使用される部品についても製品安全の観点から評価しなければならない。

3) 製品安全上のリスクを特定させる対策

アセスメントで特定されたリスクについては、スリーステップメソッド (本質安全設計、保護方策、使用上の情報の順番でリスク低減を図る方法) による対策だけでなく、部品の認定やユーザーの認証、セキュリティの観点等も含め、ライフサイクル全体に対して何らかの対策を検討しておかなければならない。

4) 特別な製品類に関する考慮

装着型など人体への接触や植込みが行われる製品、子供用品、自動車関連製品、厳しい環境下で使用される製品等、一定の特殊な環境下で使用される製品については、より一層の考慮が必要である。

文書で指摘されている事項は、これまでも指摘されてきた事項を羅列しているとみることが

できます。

すなわち、IoT 製品であろうとも、人身侵害や物的損害など目に見える形で危害が発現するのは「物」の側であり、従来型の製品と同様に、物のサイドでの安全性の確保の重要性を改めて示したかたちになっていると考えられます。

一方、規制当局側の意図を想像してみると、組織としての正式見解ではないものの CPSC のコミッショナーが「製品安全に関する議論を促進させることを目的」にこうした文書を発表したのには、従来の製品と比較して多岐に渡る IoT 製品の関係者それぞれが、製品が世に出た瞬間から廃棄されるまで、製品のライフサイクル全てを通じて安全性を考慮する義務があるということに注意喚起したものと考えられます。

今後 IoT 製品に関する規制がどのように変わっていくかは未だ分かりません。

しかし、IoT 製品であったとしても、システムを介して行われる合理的に予見可能な誤作動・誤使用に対して、「スリーステップメソッド」に基づく対策を講じ、許容可能な範囲までリスクを低減していくことが製品安全の基本であることは変わらない、と言えるのではないのでしょうか。

出所：Kaye コミッショナーの発表

<https://www.cpsc.gov/about-cpsc/commissioner/elliott-f-kaye/statements/statement-of-commissioner-elliott-f-kaye-regarding-a>

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

MS & AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部 製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & AD インターリスク総研 2019